

# 特定化学物質の取扱い量 集計結果(令和6年度 秩父市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱い量		使用量	製造量	取り扱用量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	18	2,400	27	2,400	0	0
1	53	エチルベンゼン	8	5	133,500	7	4,300	0	129,200
1	80	キシレン	11	2	578,780	2	15,780	0	563,000
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	18	820	40	820	0	0
1	98	クロロ酢酸	1	18	1,400	32	1,400	0	0
1	127	クロロホルム	1	18	24,000	12	24,000	0	0
1	150	1,4-ジオキサン	1	18	1,100	35	1,100	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	18	59,000	10	59,000	0	0
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	2	11	4,890	20	4,890	0	0
1	245	チオ尿素	1	18	1,400	32	1,400	0	0
1	277	トリエチルアミン	1	18	3,200	24	3,200	0	0
1	281	トリクロロエチレン	2	11	3,380	23	3,380	0	0
1	300	トルエン	12	1	1,274,170	1	106,170	0	1,168,000
1	308	ニッケル	1	18	4,800	21	4,800	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	18	6,300	19	1,500	4,800	0
1	318	二硫化炭素	1	18	29,000	11	29,000	0	0
1	320	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1	18	600	42	600	0	0
1	332	砒素及びその無機化合物	2	11	1,050	36	1,050	0	0
1	342	ピリジン	1	18	520	44	520	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	18	1,900	31	1,900	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	1	18	510	45	510	0	0
1	392	ヘキサン	8	5	425,000	4	2,000	0	423,000
1	400	ベンゼン	7	8	75,300	9	0	0	75,300
1	411	ホルムアルデヒド	1	18	2,600	26	2,600	0	0
1	415	メタクリル酸	1	18	1,200	34	1,200	0	0
1	438	メチルナフタレン	7	8	18,300	15	10,900	0	7,400
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	1	18	920	39	920	0	0
1	595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	2	11	1,960	30	1,960	0	0
1	602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩	1	18	990	37	990	0	0
1	623	酢酸ヘキシル	1	18	960	38	960	0	0
1	661	1,2-ジメトキシエタン	1	18	590	43	590	0	0
1	665	セリウム及びその化合物	2	11	20,100	13	20,100	0	0
1	667	炭化けい素	1	18	17,000	16	17,000	0	0
1	674	テトラヒドロフラン	1	18	2,000	29	2,000	0	0

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	691	トリメチルベンゼン	11	2	565,370	3	3,470	0	561,900
1	708	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイ ル)ジホスホン酸並びにそのカリウ ム塩及びナトリウム塩	2	11	2,910	25	2,910	0	0
1	731	ヘプタン	8	5	200,700	5	39,000	0	161,700
1	736	無水酢酸	1	18	810	41	810	0	0
1	737	メチルイソブチルケトン	1	18	3,600	22	3,600	0	0
2	791	ノナン	1	18	9,300	18	0	0	9,300
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	2	11	14,200	17	14,200	0	0
3	2	塩素	1	18	20,000	14	20,000	0	0
3	4	五塩化りん	1	18	2,400	27	2,400	0	0
3	11	メタノール	3	10	144,700	6	144,700	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	9	4	108,300	8	108,300	0	0
		合計	—	—	3,771,930	—	668,330	4,800	3,098,800

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に  
移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 横瀬町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	1	3	630,000	3	630,000	0	0
1	80	キシレン	2	1	541,100	4	540,000	0	1,100
1	132	コバルト及びその化合物	1	3	510	12	510	0	0
1	240	スチレン	1	3	200,000	6	200,000	0	0
1	300	トルエン	1	3	2,300,000	2	2,300,000	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	3	12,000	7	12,000	0	0
1	321	バナジウム化合物	1	3	12,000	7	12,000	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	3	1,300	11	1,300	0	0
1	438	メチルナフタレン	2	1	8,490	9	8,490	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	1	3	2,100	10	0	0	2,100
1	720	2-ターシャリープトキシエタノール	1	3	510,000	5	510,000	0	0
3	11	メタノール	1	3	3,500,000	1	3,500,000	0	0
		合計	—	—	7,717,500	—	7,714,300	0	3,200

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 皆野町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	1	3	3,900	6	0	0	3,900
1	80	キシレン	2	1	20,400	3	0	0	20,400
1	300	トルエン	1	3	39,000	1	0	0	39,000
1	392	ヘキサン	1	3	14,000	4	0	0	14,000
1	400	ベンゼン	1	3	2,500	7	0	0	2,500
1	691	トリメチルベンゼン	2	1	26,400	2	0	0	26,400
1	731	ヘプタン	1	3	5,400	5	0	0	5,400
2	791	ノナン	1	3	690	8	0	0	690
		合計	—	—	112,290	—	0	0	112,290

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 長瀬町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	1	3	19,000	6	0	0	19,000
1	80	キシレン	2	1	86,810	2	0	0	86,810
1	300	トルエン	1	3	170,000	1	0	0	170,000
1	392	ヘキサン	1	3	63,000	4	0	0	63,000
1	400	ベンゼン	1	3	11,000	7	0	0	11,000
1	691	トリメチルベンゼン	2	1	86,600	3	0	0	86,600
1	731	ヘプタン	1	3	24,000	5	0	0	24,000
合計			—	—	460,410	—	0	0	460,410

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和6年度 小鹿野町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	31	アンチモン及びその化合物	1	7	4,700	15	4,700	0	0
1	53	エチルベンゼン	1	7	22,000	7	0	0	22,000
1	80	キシレン	2	1	101,200	3	0	0	101,200
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリンクロ [3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメ チレンテトラミン)	1	7	41,000	5	41,000	0	0
1	300	トルエン	1	7	190,000	1	0	0	190,000
1	309	ニッケル化合物	2	1	5,900	14	5,900	0	0
1	349	フェノール	1	7	6,900	13	6,900	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	7	1,200	17	1,200	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	2	1	9,000	12	9,000	0	0
1	392	ヘキサン	1	7	76,000	4	0	0	76,000
1	400	ベンゼン	1	7	13,000	9	0	0	13,000
1	438	メチルナフタレン	2	1	11,300	11	5,600	0	5,700
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソ シアネート	1	7	12,000	10	12,000	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	2	1	102,300	2	0	0	102,300
1	697	鉛及びその化合物	2	1	21,400	8	21,400	0	0
1	731	ヘプタン	1	7	29,000	6	0	0	29,000
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	7	1,600	16	1,600	0	0
		合計	—	—	648,500	—	109,300	0	539,200

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。